

ひまわり地域水田農業ビジョン

策 定 平成16年4月

改 定 平成19年3月

豊川宝飯地域水田農業推進協議会

1 . 地域水田農業改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

ひまわり管内は、愛知県東部の豊川市、音羽町、小坂井町及び御津町を区域とし、施設野菜・花卉を中心とした施設園芸主体の農業地帯を形成している。

水田においては、早生種を主体に1,023haの水稲が作付けされている。しかし、本地域の水稲生産農家の経営規模は約30aと小さく、その多くは自給的農家となっている。この事が、今までの水田における担い手への利用集積、作物の団地化、ブロックローテーション化が進まない状況を作り出している大きな要因となってきた。また、自給的農家のほとんどが兼業農家のため、将来的に高齢化、後継者不足が進行し、水田の耕作放棄、荒廃地化の増加が懸念されている。

しかし、平成12年度から水田の有効利用と土地利用型農業の発展を目指し、ひまわり営農受託部会を中心に水田転作作物の麦・大豆の本格的生産への取り組みを開始し、着実な成果を挙げつつある。

また、地域内各市町の水田農業の現況は以下のとおりである。

豊川市は、「あさひの夢」「祭り晴」を主体に625haの水稲の栽培が行われており、市街地の南部（下長山・下郷地区）は湿田が多く、転作には不向きな地区となっている。一方、北部（市田）東部（大木、篠田）については、ブロックローテーション化がされ、担い手による麦・大豆の栽培が実施されている。

音羽町は、中山間地で「コシヒカリ」「ミネアサヒ」を主体に121haの水稲が栽培されている。また、「音羽米を育てる研究会」を結成して米のブランド化を図り、意欲的に米生産に取り組んでいる。

小坂井町は、「あいちのかおり」を主体に103haの水稲が栽培されているが、農家一戸当たりの栽培面積が小さく、自給的農家が大半を占めている。この事が農地の利用集積による団地化・ブロックローテーション化が進まない状況を作り、担い手農家の確保も難しくしている。

御津町は、「祭り晴」「あさひの夢」を主体に174haの水稲が栽培されている。現在までの施設園芸中心の農業構造により、農地集積が進んでいなかったが、ブロックローテーションによる麦・大豆の栽培は、他の地区に先駆けて取り組んでおり、着実に成果を挙げている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水稲については、多様な需要に対応した「売れる米づくり」のために、消費者が求める品種への作付け転換と良質な米生産を進め、安全・安心な米づくりの生産拡大を目指す。

また、耕作放棄地の解消を進めるとともに、農地の利用集積による担い手の経営規模の拡大、水稲乾田V溝直播栽培の導入拡大による作業の省力化、効率化を図り、低コストな米づくりによる安定した水田農業経営の確立を目指す。

麦・大豆については、団地化及びブロックローテーションでの栽培を定着させ、安定した品質と収量を確保するための生産・品質管理システムの整備を図り、産地体制を強化する。

また、実需者・消費者のニーズに合った作付け、販売体制の確立、地産地消活動の推進による地元における需要拡大や需給体制の定着を図るとともに、環境規範を遵守した水田の多面的機能に支えられた安全で豊かな暮らしの実現を目指す。

以上の達成に向け下記事項に取り組む。

ひまわり水田奨励作物（麦・大豆・野菜等・景観形成作物）の栽培定着、湿害対策、生産技術と品質の向上

担い手への農地利用集積、土地利用型農業の活性化

水稲乾田V溝直播栽培の導入拡大

トレーサビリティシステムの導入、実施と食の安全・安心推進

地元消費者団体との連携強化等による地産地消活動の推進と地場産農産物の安定的な需給体制の構築

学校給食への地元農産物の供給拡大、食育活動の推進による地域農業の継続的展開の支援

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

担い手の明確化

ひまわり地域水田農業ビジョンに掲げる土地利用型農業へ意欲的に取り組む家族的経営体と企業的経営体を基本とする。

担い手の育成の将来方向

優れた担い手を育成、確保するために認定農業者制度・経営改善支援センターを活用し、担い手の体質強化に努め、農業所得の安定確保と土地利用型農業の活性化を図る。

2. 具体的な目標

(1) 作物作付け及びその販売の目標

作付計画

(単位:ha)

作物名	品種名	現在の状況 (平成17年度)	平成19年度の 目 標	平成20年度の 目 標	平成21年度の 目 標
水 稻	コ シ ヒ カ リ	117.1	120.0	120.0	130.0
	ミ ネ ア サ ヒ	48.4	48.0	48.0	48.0
	祭 り 晴	259.6	210.0	200.0	180.0
	あ さ ひ の 夢	292.5	235.0	235.0	235.0
	あ い ち の か あり	266.5	300.0	310.0	320.0
	そ の 他 う る ち	15.9	0	0	0
	も ち	23.0	20.0	20.0	20.0
	計	1,023.0	933.0	933.0	933.0
小 麦	農 林 6 1 号	87.0	90.0	90.0	90.0
大 豆	フ ク ユ タ カ	70.0	90.0	90.0	90.0
飼料作物	イ タ リ ア ン	5.0	2.0	2.0	2.0
	ト ウ モ ロ コ シ	5.0	2.0	2.0	2.0

注) 水稻は農家保有米等の生産面積も含めた面積で示す。

販売計画

(単位:トン)

作物名	品種名	現在の状況 (平成17年度)	平成19年度の 目 標	平成20年度の 目 標	平成21年度の 目 標
水 稻	コ シ ヒ カ リ	250.2	260.0	260.0	270.0
	ミ ネ ア サ ヒ	21.0	20.0	20.0	20.0
	祭 り 晴	287.4	240.0	220.0	200.0
	あ さ ひ の 夢	362.8	315.0	315.0	315.0
	あ い ち の か あり	246.2	250.0	270.0	280.0
	そ の 他 う る ち	0.1	0	0	0
	も ち	72.5	72.0	72.0	72.0
	計	1,240.2	1,157.0	1,157.0	1,157.0
小 麦	農 林 6 1 号	297.8	324.0	324.0	324.0
大 豆	フ ク ユ タ カ	101.4	100.0	100.0	100.0
飼料作物	イ タ リ ア ン	5.0	2.0	2.0	2.0
	ト ウ モ ロ コ シ	5.0	2.0	2.0	2.0

注) 水稻は農協の米販売計画数量で示す。

(2) 担い手の明確化と育成の将来方向

○水田農業ビジョンの担い手

- (A) 水稲・麦・大豆専作農家 (水稲 15ha 以上、麦・大豆 20ha 以上)
作業受託含む
- (B) 水稲専作農家 (水稲 15ha 以上、作業受託 20ha 以上)
- (C) 補完的水稲農家 (水稲 1ha 以上、作業受託 5ha 以上)
- (D) 飼料作物作付農家 (飼料作物 1.5 ha 以上) 作業受託含む

○担い手の育成

- (ア) 高度利用加算の適用
- (イ) 農地利用集積型の適用
- (ウ) 認定農業者への誘導

○土地利用の担い手への集積目標

作物名	平成 17 年度(現在)		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	面積	集積率	面積	集積率	面積	集積率	面積	集積率
水 稲	207.8ha	20%	235ha	23%	255ha	25%	283ha	30%
小 麦	87.0ha	100%	90ha	100%	90ha	100%	90ha	100%
大 豆	70.0ha	100%	90ha	100%	90ha	100%	90ha	100%
飼料作物	5.0ha	100%	2ha	100%	2ha	100%	2ha	100%

3. ひまわり地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 水田農業構造改革対策(産地づくり対策)

ひまわり水田奨励作物助成

区 分	単 価
麦・大豆・飼料作物	40,000 円 / 10a
野菜等(はくさい、キャベツ、トマト、いちじく、花木)	12,000 円 / 10a
景観形成作物(コスモス、菜の花、れんげ)	12,000 円 / 10a
水田高度利用加算(1年2作)	10,000 円 / 10a

水田農業経営確立対策において、実績算入の取扱いとなっていた水田については対象としない。
交付対象者への交付にあたって少数点以下の端数金額が生じた場合は、小数点以下を切り捨てて交付する。
なお、剰余となる金額については協議会の会計へ繰り入れる。
平成19年度については、豊川市市田地区及び大木篠田地区の麦・大豆、飼料作物の集団転作、御津町上佐脇地区及び広石地区の麦・大豆の集団転作に対しては、10,000円以内/10aを加算する。

害虫防除対策助成

大豆作付けの維持拡大を図るためには、周辺の露地野菜及び施設園芸農家の理解・協力が欠かせないものであり、そのためには、大豆作付けに伴うハスモンヨトウ等の害虫防除が不可欠である。これらのことに有効な対処方法として、フェロモントラップの設置に対して助成を行う。

- 大豆作付けを中心とした地域、1ha 当たりフェロモントラップ3基以内を基準とする現物助成

地産地消・食育活動推進助成

地産地消・食育活動を推進することで、地元産米、麦、大豆の消費拡大及び水田農業への理解を深めるとともに地域水田農業の発展に資する。

- 地場産米、麦、大豆の地産地消、消費拡大、販売促進活動等に対する助成
- 地域内小学校、中学校における食育推進活動等に対する助成

高品質化等の取組に助成

大豆作付地域の作付環境を改善することで、大豆の収量増大、品質向上と作付面積の拡大を図る。

(2) 稲作構造改革促進事業

需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援し、米価下落による稲作経営への影響の緩和を目的とする。

助成額・・・500円以内/10a

(3) 担い手集積加算事業

将来的に品目横断的経営安定対策の加入者となる担い手育成のため、稲作構造改革促進事業に追加助成する。

助成額・・・3,000円以内 / 10a

(4) 集荷円滑化対策

主食用と区分して出荷した豊作による過剰米に対して短期融資を行い、一旦市場から隔離することや、過剰米を翌年の生産目標数量から減らすことなどで販売環境の整備を行う。

(5) 新需給調整システム定着交付金助成事業

地域に応じた生産調整への意欲的な取組みを支援するための加算助成

地域特例作物の振興に関する用途・・・12,000円以内 / 10a

キャベツ・・・豊川市、小坂井町、御津町に限定

地域特例作物の振興に関する用途・・・12,000円以内 / 10a

花 木・・・音羽町(中山間地域指定)に限定

その他意欲的な生産調整に関する用途・・・10,000円以内 / 10a

コスモス

4 . 担い手の明確化

ひまわり地域水田農業ビジョン担い手表

《リストは省略》